

訪問栄養指導について

☆訪問栄養指導とは

⇒ 通院などが困難な方のために、管理栄養士がご家庭に定期的に訪問し、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行うものです。

☆実施概要

介護保険や医療保険が適用される場合：月 2 回まで。

指導時間：30～40 分程度

利用料金：医療保険 1 回 530 点（介護保険 544 単位）で月 2 回までが保険適用分。

例）介護保険料 1 割負担の患者：1 回 544 円

※医師の指示が必要

☆対象患者

- ・通院が困難でご自宅で療養中の方（訪問診療対象者、外来に付き添いで通院されている方は可）
- ・糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、高血圧、心疾患、高度肥満症、膵臓疾患、貧血、痛風など特別な治療食が必要な方、低栄養状態、嚥下機能障害の方

※上記の条件が必須となります

☆指導内容

- ・疾患に対する食事、形態などの指導
- ・食事摂取量と栄養状態のチェック
- ・調理指導（ヘルパーや家人への指導も可）
- ・栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス
- ・その他、療養生活に関わる様々な相談

☆注意事項等

- ・介護保険認定の場合、居宅療養管理指導は区分支給限度額管理外のサービスです。
ご利用者の利用単位数に関わらず、居宅療養管理指導料は介護給付の対象となります。
ケアプランへの位置づけ、サービス提供票の送付、担当者会議への参加などは、他の居宅サービスと同様の扱いとなります。

◎訪問栄養指導の流れ（当院管理栄養士の動き）

